

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル合意書作成の手順について

以下の手順に従って合意書を作成し、運用を行います。

- ① 締結を要望する保険薬局は、当院 HP 上に掲載されているプロトコルの内容を確認してください。
- ② 確認後、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル合意書」(以下、合意書)をダウンロードし、必要事項(乙の部分)を記載した書面を 2 部作成(保険薬局保管用と当院保管用)し、返信用封筒とともに当院薬局宛に郵送してください。

豊川市民病院 薬局：〒442-8561 豊川市八幡町野路 23

- ③ 当院薬局にて運用開始日及び承認番号を記入後、1 部を保険薬局へ郵送します。※承認番号は報告書を提出する際に記載してください。
- ④ 合意書に記載された運用開始日よりプロトコルの使用が可能となります。
- ⑤ 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行うこととします。

注1:保険薬局代表者の変更に伴う、新たな合意書の締結は行わないこととします。

注2:合意書の書面は、1枚に収まるように印刷してください。

【問い合わせ先】

豊川市民病院 薬局：TEL 0533-86-1111(代表) 平日 8:30~17:15

薬局様

運用開始日 年 月 日

承認番号 番
